



2018・9
日田信用金庫
レポート



◆ Contents ◆

	ページ
金庫の経営方針について	1
金庫の事業の運営に関する事項	2～7
1. 預金・貸出金残高の状況	8
2. 貸出金残高の業種別内訳	8
3. 有価証券の時価情報	9
4. 損益の状況	10
5. 単体自己資本比率 (国内基準)	10
6. 金融再生法に定める開示債権	11
7. 信用金庫法に定めるリスク管理債権	12
8. 地域密着型金融の取組について	13
9. トピックス	13

金庫の経営方針について

基本方針

- 金庫の公共性と社会的使命を自覚し、金融を通して地域社会の繁栄に奉仕する。
- 健全にして積極的経営を行う。
- 役職員の資質の向上と生活の安定を図る。
- 役職員一体となり、明朗にして誇りある職場にする。

経営理念

「地域との共生」

日田信用金庫は、地域専門金融機関であり、その存在意義を真剣に考え、課せられた使命と目的の達成のため、地域との関わりを深め、地域の役に立つ金融機関として「地域との共生」を図ってまいります。

- ・ 金庫の原点に立ち返り、地域の発展・活性化に貢献する。
- ・ 地域の支持を得ることにより、金庫の存在価値を高める。
- ・ 職員が安心して気持ちよく働ける金庫にする。
- ・ キャッチフレーズ
「つながる心 広がる未来 これからも地域とともに」

経営方針

より一層安定・安心できる日田信用金庫経営の構築に向け、全役職員が高い志を抱き、気力と責任感を持って業務推進に取り組んでまいります。

<平成 30 年度の行動指針>

- ・ 事業基盤である信用の堅持に努める。
- ・ 職員が働き甲斐を持てる職場環境を醸成する。
- ・ 経営の効率化と合理化を進める。
- ・ 企業支援により地域経済の活性化を図る。
- ・ 持続可能なビジネスモデルの構築（安定収益基盤の構築）へ向け、本業の融資に力を注ぐ。

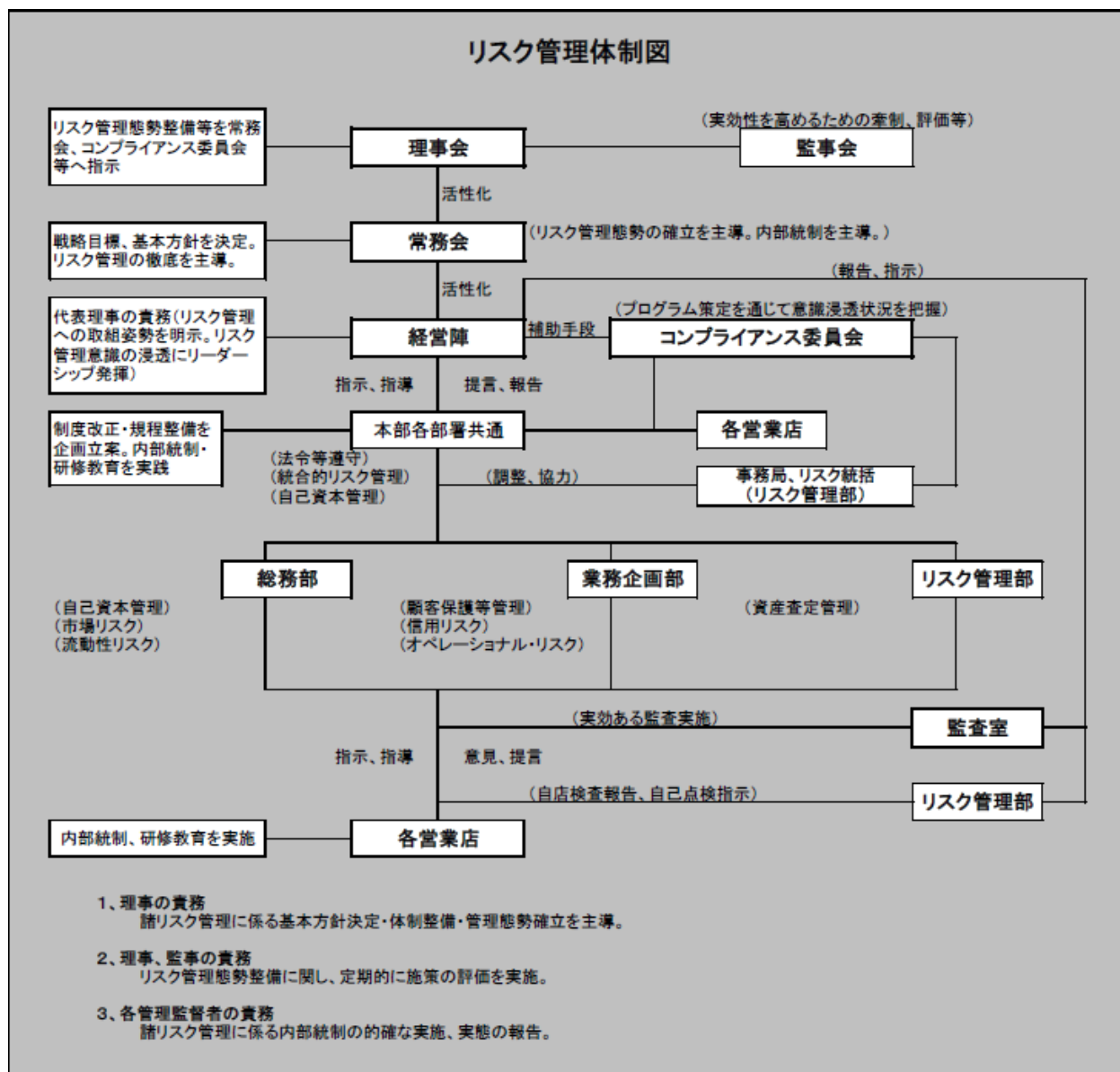
金庫の事業の運営に関する事項

金融機関は、その社会的機能から高い公共性を求められており、その経営には、健全性・透明性が今まで以上に強く求められています。当金庫は、お客様に支持していただき、信頼される金融機関となるため、次の事項に努めております。

●リスク管理体制について

金融機関は、日頃の業務活動の範囲が広いことから、たとえば、個人情報保護をはじめとするお客様の利益保護のために管理体制を整備する必要があるリスク、融資を適切に管理して全額を返済していただくための管理体制を整備する必要があるリスク、金利・証券価格・為替相場などの変動によって資産の価値が低下することを防ぐための管理体制を整備する必要があるリスクなど、様々なリスクに直面しております。

当金庫では、このような様々なリスクの予防管理を適切に行い、健全な経営を保つため、各種規程や方針などを整備し、理事会、監事会、あるいはコンプライアンス委員会などのチェックを厳しく受ける体制を整えております。

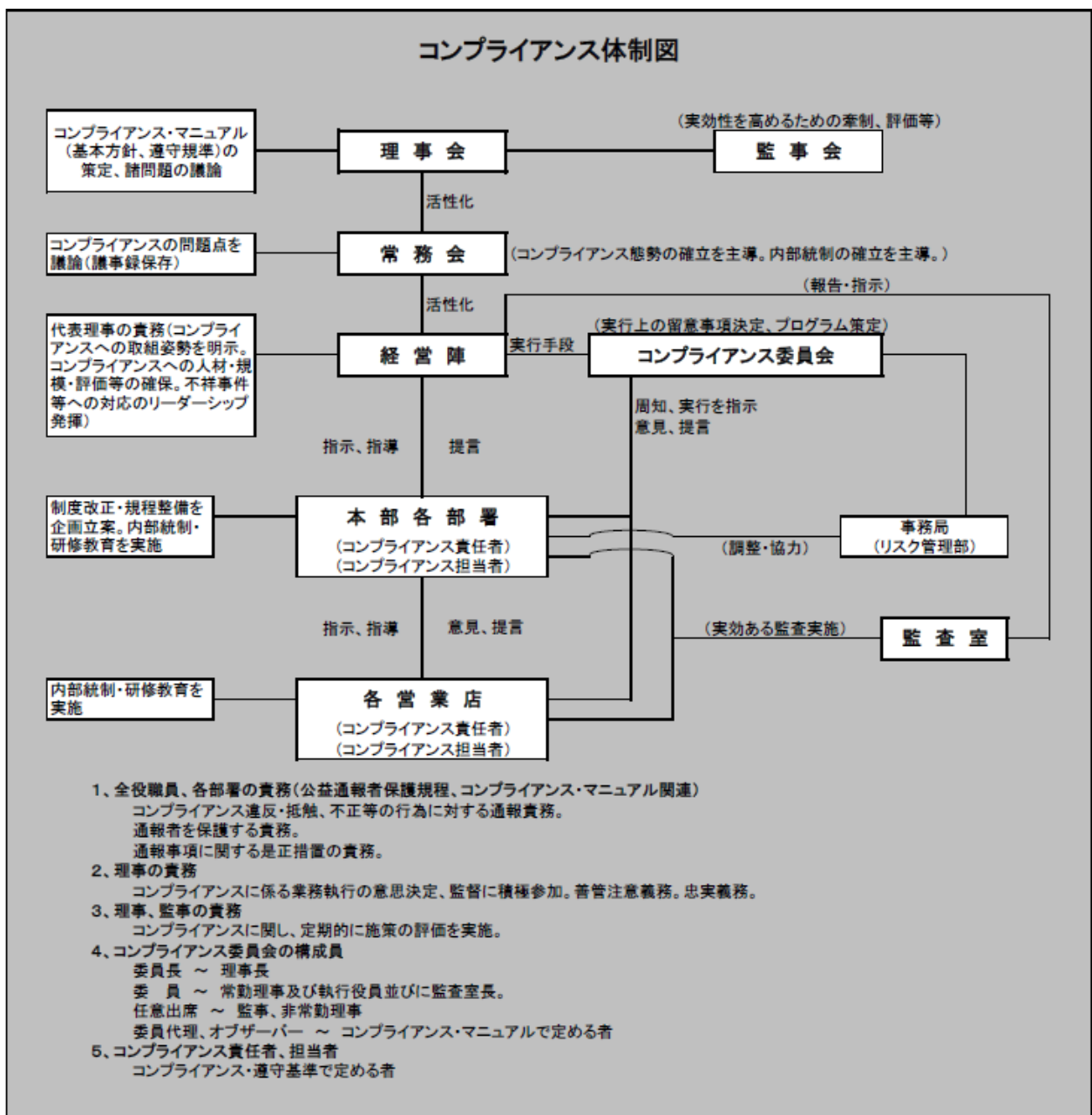


●コンプライアンス（法令等の遵守）について

コンプライアンスとは、一般的には、法令をはじめ会社内の諸規程、さらには社会規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することと理解されています。

当金庫では、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するなど、法令等の遵守に止まらず、お客様の利益の保護をはじめ、想定される各種リスクを正確に捉えてその予防管理を適切に行っていくことで、より幅広くかつ的確なコンプライアンスを保つよう努力いたしております。

今後も、地域金融機関としての社会的使命と高い公共性を自覚し、皆様に信頼され、安心してご利用いただけるよう努めてまいります。



●金融商品販売法への対応について

様々な金融商品を提供いたしております当金庫では、適切な勧誘活動を行うため「金融商品販売法に基づく勧誘方針」を定め、勧誘方針に則った営業活動を展開しております。

金融商品販売法に基づく勧誘方針

- ① 当金庫は、お客様の資産運用の目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- ② 金融商品のご選択、ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客様に適正なご判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- ③ 当金庫は、誠実、公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識向上に努めます。
- ④ 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤ 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら窓口までお問い合わせください。

●個人情報保護への対応について

お客様の個人情報を保護することが業務運営の基本であり、社会的な責務であると考えております。当金庫では、個人情報の適切な保護と利用に関する取り組み方針を「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」として定め、個人情報の保護に取り組んでおります。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼が第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

●中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

1、中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、創立以来「地域との共生」を経営理念に掲げ、地域専門金融機関としての存在意義を真剣に考え、その課された使命と目的達成のために、従来より地域金融の円滑化に努めて参りましたが、より一層地域経済の発展に寄与するため、地域企業との継続的な経営相談及び経営支援の強化を図り、お客様が必要な資金を安定的に供給するために、以下の方針に基づき、全力を傾注して取り組んで参ります。

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2、中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、必要な態勢整備を図っております。

- ・本取組み方針及び金融円滑化管理規程の制定
- ・「お借入条件変更等に関する相談窓口」を各店に設置のうえ、受付担当者を配置し、業務企画部を統括部署とする態勢整備を実施
- ・職員にお客様の事業価値を見極める能力(目利き)を向上させるため、各種研修会への派遣・庫内勉強会を実施
- ・複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他金融機関との緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、関係機関と情報の確認・照会を行うなど、地域金融の円滑化を実施
- ・経営改善が必要な企業や事業承継が必要な企業につきましては、外部機関及び専門家派遣等の支援を実施

3、中小企業の経営支援に関する取組み状況

①創業・新規事業開拓の支援

- ・事業計画上の年商規模及び格付け並びに信用供与基準額策定による支援及び信用保証制度等による支援を実施

②経営改善支援・事業再生支援

- ・債務者区分のランクアップへの取組み及び営業店、業務企画部が連携を図りながら経営改善指導強化先を選定し、事業改善計画書の策定を通じて、企業の自助努力による経営改善支援を実施
- ・中小企業再生支援協議会及び県の経営サポートとの連携を図り、経営改善支援・再生計画策定の実施
- ・外部機関の専門家派遣事業を活用し、経営改善支援を実施

4、経営者保証に関するガイドラインの活用状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	30年9月末
新規に無保証で融資した件数	69件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	18.85%
保証契約を解除した件数	-
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	-

●当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「相談・苦情等」という。）を営業店、または本部担当部署で受け付けています。

1. 当金庫は、お客様からの相談・苦情等のお申し出に、迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して、相談・苦情等の解決を図ることに努めます。
2. 相談・苦情等のお申し出については、受付けた営業店、関係部署および業務企画部が連携のうえで、速やかに解決を図るように努めます。
3. 苦情等への対応に当たっては、個人情報保護に関する法律その他の法令、保護法ガイドライン等に沿い適切に対応していきます。
4. お客様からの相談・苦情等のお申し出を記録・保存し、その対応結果に基づき、相談・苦情等に対する相談・苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

＜相談・苦情等に関する担当部署＞	
日田信用金庫 業務企画部	
【住 所】	〒877-0047 日田市中本町3番20号
【TEL】	0973-23-3177 【FAX】 0973-24-5117
【受付時間】	9:00～17:00
（月～金、ただし金融機関の休業日を除く）	

※ お客様の個人情報は相談・苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

5. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとするほかの機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。内容やご要望等に応じては、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは日田信用金庫業務企画部にご相談ください。

全国しんきん相談所	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	信用金庫営業日 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3		
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 受付時間	月～金曜日 (祝日、年末・年始を除く) 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金曜日 (祝日、年末・年始を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金曜日 (祝日、年末・年始を除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

名 称	熊本県弁護士会 紛争解決センター	鹿児島県弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒860-0078 熊本県熊本市京町1-13-11	〒892-0815 鹿児島県鹿児島市易居町2-3
電話番号	096-325-0913	099-226-3765
受付日 受付時間	月～金曜日 (祝日、年末・年始を除く) 9:00～17:00	月～金曜日 (祝日、年末・年始を除く) 10:00～16:00

●反社会的勢力に対する基本方針

私ども日田信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

1. 預金・貸出金残高の状況

(単位：百万円)		<参考> (単位：百万円)	
科目	平成 30 年 9 月末	平成 29 年 9 月末	平成 30 年 3 月末
預 金	41,482	41,671	41,772
貸 出 金	22,154	22,896	23,048

2. 貸出金残高の業種別内訳

業種区分	(単位：百万円)	<参考> (単位：百万円)	
	平成 30 年 9 月末	平成 29 年 9 月末	平成 30 年 3 月末
製造業	1,701	2,032	2,170
農業、林業	484	380	452
漁業	5	8	7
鉱業、碎石業、砂利採取業	23	41	37
建設業	1,431	1,503	1,552
電気・ガス・熱供給・水道業	620	797	792
情報通信業	184	226	184
運輸業、郵便業	308	305	332
卸売業、小売業	2,657	2,710	2,707
金融、保険業	236	317	225
不動産業	1,664	1,611	1,647
物品賃貸業	0	1	0
学術研究、専門、技術サービス業	6	128	126
宿泊業	491	548	529
飲食業	739	779	792
生活関連サービス業、娯楽業	539	559	542
教育、学習支援業	—	—	—
医療、福祉	242	269	267
その他サービス業	1,137	1,261	1,179
地方公共団体	1,904	2,139	2,052
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,775	7,275	7,447
合 計	22,154	22,896	23,048

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券

該当ありません

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成 30 年 9 月末			平成 30 年 3 月末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	外国証券	1,150	1,215	65	1,150	1,228	78
	小 計	1,150	1,215	65	1,150	1,228	78
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	1,150	1,215	65	1,150	1,228	78	

(注) 1. 時価は、基準日における市場価格等に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません

④ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成 30 年 9 月末			平成 30 年 3 月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	5,755	5,425	329	6,021	5,655	366
	国債	2,655	2,464	191	2,684	2,468	216
	地方債	2,142	2,050	92	2,264	2,161	103
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	956	910	46	1,072	1,026	46
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	5,755	5,425	329	6,021	5,655	366
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	820	827	△6	203	204	△1
	国債	97	99	△1	—	—	—
	地方債	406	410	△3	99	100	△0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	316	317	△1	103	104	△1
	外国証券	—	—	—	—	—	—
小 計	820	827	△6	203	204	△1	
合 計	6,575	6,253	322	6,225	5,860	365	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、基準日における市場価格等に基づいております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

⑤ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成 30 年 9 月末 貸借対照表計上額	平成 30 年 3 月末 貸借対照表計上額
子会社・子法人株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	5	5
合 計	5	5

4. 損益の状況

(単位：百万円)

	業務純益	経常利益	当期純利益
平成 30 年 9 月末	30	16	10
平成 29 年 9 月期	17	▲137	▲136

5. 単体自己資本比率（国内基準）

自己資本比率は、金融機関の健全性・安全性を表す重要な指標のひとつです。
国内のみで営業する金融機関は、4.0%以上を維持することが義務付けられています。

<参考>

	平成 30 年 9 月末	平成 30 年 3 月期
単体自己資本比率	9.63%	9.28%

自己資本比率の分子となる自己資本額は 1,912 百万円、自己資本比率の分母となるリスク・アセット等計は 19,842 百万円となっております。

今期に入り、貸出金等の資産項目に対するリスク・アセット残高が減少し、上半期中の利益剰余金の増加により自己資本額が増加したことから、当金庫の自己資本比率は、平成 30 年 3 月期より、0.35 ポイント上昇しております。

なお、総所要自己資本額（リスク・アセット等計の 4%）は 793 百万円であります。

6. 金融再生法に定める開示債権

●金融再生法開示債権額

(単位：百万円)

区 分	平成 30 年 9 月 末	平成 30 年 3 月 末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	358	384
危 険 債 権	573	512
要 管 理 債 権	39	42
正 常 債 権	21,281	22,213
合 計	22,252	23,152

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 単位未満の端数は切り捨てて計上していますので、合計及び差引計算は一致しない場合があります。

●金融再生法開示債権の保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成 30 年 9 月 末	平成 30 年 3 月 末
金融再生法上の不良債権 (A)	970	938
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	358	384
危 険 債 権	573	512
要 管 理 債 権	39	42
保 全 額 (B)	834	803
貸 倒 引 当 金 (C)	472	474
担 保 ・ 保 証 等 (D)	361	329
保 全 率 (B) / (A) (%)	85.97%	85.60%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	77.50%	77.83%

- (注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

7. 信用金庫法に定めるリスク管理債権

●リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	平成 30 年 9 月末	平成 30 年 3 月末
破 綻 先 債 権 額 (A)	251	268
延 滞 債 権 額 (B)	679	626
合 計 (C) = (A) + (B)	931	895
担 保 ・ 保 証 額 (D)	321	286
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)	610	609
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	465	467
同 引 当 率 (G) = (F) / (E) (%)	76.22%	76.68%

2. 3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位：百万円)

区 分	平成 30 年 9 月末	平成 30 年 3 月末
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 額 (H)	3	4
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額 (I)	35	38
合 計 (J) = (H) + (I)	39	42
担 保 ・ 保 証 額 (K)	39	42
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	0	0
貸 倒 引 当 金 (M)	7	7
同 引 当 率 (N) = (M) / (L) (%)	100%	100%

3. リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

区 分	平成 30 年 9 月末	平成 30 年 3 月末
(C) + (J)	970	937

(注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3ヶ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額((A), (B), (H), (I))は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」((D), (K))は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヶ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

8. 地域密着型金融の取組について

- 取引先企業支援の強化について
 - ・ 経営改善・事業再生時においては、必要な金融支援策（条件変更、追加融資等）を実施しております。
 - ・ 人材育成や外部専門家と連携した取組などの検討を行い、非金融支援策の充実に努めて参ります。
- 資金供給手法の徹底について
 - ・ 信用リスク管理態勢の整備を進め、担保や個人保証に過度に依存しない審査の推進に努めております。
- 地域経済への貢献について
 - ・ 地域生活者各層向け個人ローン商品や小規模起業者向け融資の充実に努めております。

9. トピックス

- ◆ 5月10日 第48回「懸賞金付定期預金」抽選会開催
- ◆ 5月27日 第28回 日田信用金庫旗争奪 日田市・玖珠郡少年野球大会開催
6月 2日
- ◆ 6月 4日 第50回「懸賞金付定期預金」発売開始
- ◆ 6月28日 第62期 通常総代会開催
- ◆ 7月 2日 平成29年度 出資配当金支払開始

《店舗のご案内》

本店	大分県日田市中本町3-20	TEL (0973) 23-3177
三芳支店	〃 日田市三芳小淵町20-1	TEL (0973) 24-5353
豆田支店	〃 日田市豆田町11-10	TEL (0973) 23-8810
天瀬支店	〃 日田市天瀬町大字桜竹484-6	TEL (0973) 57-3150
玖珠支店	〃 玖珠郡玖珠町大字帆足370-4	TEL (0973) 72-2100
田島支店	〃 日田市田島本町3-15	TEL (0973) 23-2123
清水支店	〃 日田市清水町792-1	TEL (0973) 22-7800

(注)お電話に関しまして、平日は午後5:30以降、土・日曜日ならびに祝日は終日音声ガイダンスとなります。

《現金自動機サービスコーナーのご案内》

本店	店内 ATM、両替機 (ご利用時間) 平日のみ 午前9時～午後5時30分 日田駅前出張所 ATM (日田市中央1丁目1-11原田ビル内) (ご利用時間) 午前9時～午後9時 ※ただし、1月1日は終日、1月2日～3日は午後5時以降のご利用はできません
三芳支店	店内 ATM (ご利用時間) 平日のみ 午前9時～午後5時30分
豆田支店	店内 ATM、両替機 (ご利用時間) 平日のみ 午前9時～午後5時30分
天瀬支店	店内 ATM (ご利用時間) 平日のみ 午前9時～午後5時30分
玖珠支店	店内 ATM (ご利用時間) 平日のみ 午前9時～午後5時30分
田島支店	店内 ATM (ご利用時間) 平日のみ 午前9時～午後5時30分 日田市役所共同出張所 ATM (日田市田島町2丁目6番1号 日田市役所内) ※日田市役所共同出張所 ATM は、大分銀行、豊和銀行との共同利用です (ご利用時間) 平日のみ 午前9時～午後6時
清水支店	店内 ATM (ご利用時間) 平日のみ 午前9時～午後5時30分

